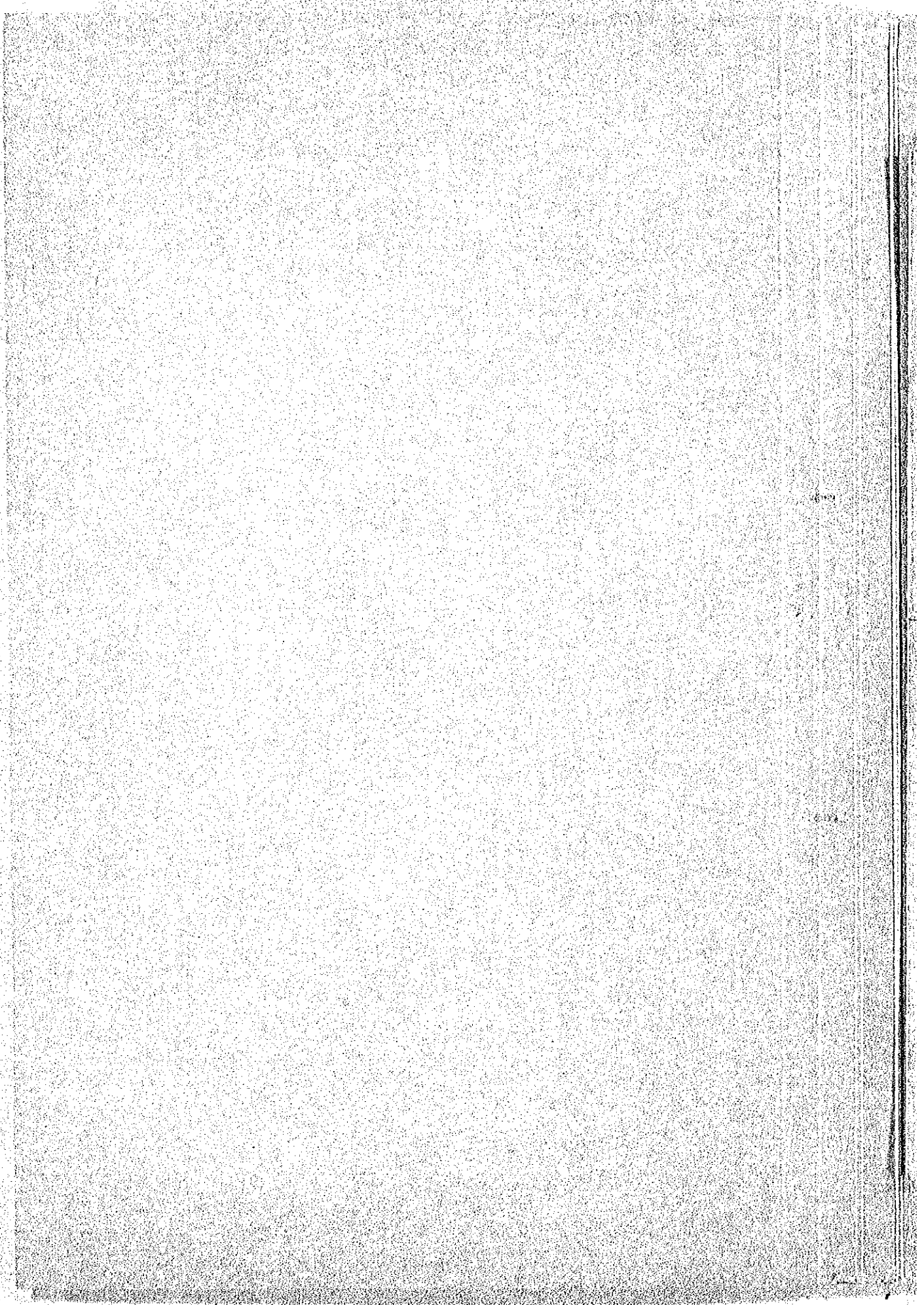


B-4

日本海外移住振興株式会社法

日本海外移住振興株式会社法

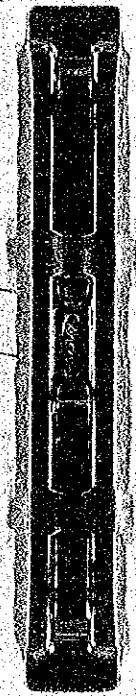
JAPAN
000
234
EZ
LIBRARY



B-4



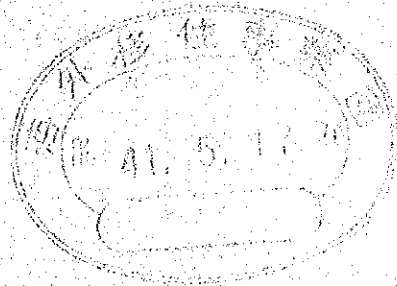
日本海外移住振興株式会社法



JICA LIBRARY



1023987193



日本海外移住振興株式会社

日本海外移住振興株式会社



國際協力事業団		
受入 月日	'84. 8. 21	000
		234
登録No.	13377	EZ

日本海外移住振興株式会社法

昭和30年法律第139号（昭和30年8月5日公布）

改正 昭和32年法律第122号（昭和32年5月20日公布）

（会社の目的）

第1条 日本海外移住振興株式会社（以下「会社」という。）は、日本国民の海外移住を促進するため、渡航費の貸付並びに移住者及びその団体の行う農業、漁業、工業その他の事業に必要な資金の貸付を行うほか、必要に応じ、移住者を受け入れる事業に対する資金の貸付及び投資並びにその事業の経営を行うことを目的とする株式会社とする。

（株式）

第2条 会社の株式は、額面株式とする。

（政府の出資）

第3条 政府は、予算の範囲内において、会社に対して出資することができる。

（商号の使用制限）

第4条 会社以外の者は、その商号中に日本海外移住振興株式会社という文字又はこれに類する文字を使用してはならない。

（取締役及び監査役の人数）

第5条 会社の取締役は、4人以内、監査役は、2人以内とする。

（取締役及び監査役の選任等の決議）

第6条 会社の取締役、代表取締役及び監査役の選任、選定及び解任の決議は、外務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（取締役の兼職制限）

第7条 会社の取締役は、他の報酬のある職務及び営業に従事してはならない。ただし、外務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

（業務の範囲）

第8条 会社は、その目的を達成するため、次の業務を行うものとする。

- 1 外国へ移住する者に対し、渡航費を貸し付けること。
 - 2 移住者及びその団体に外国において農業、漁業、工業その他の事業を行うものに対し、その事業に必要な資金を貸し付けること。
 - 3 海外移住を促進するため必要があるときは、外国において農業、漁業、工業その他の事業を行う者で、本邦から移住する者をその事業に受け入れるものに対し、その事業に必要な資金を貸し付け、及び投資すること。
 - 4 海外移住を促進するため必要があるときは、外国において本邦から移住する者を受け入れて農業、漁業、工業その他の事業を行うこと。
 - 5 前各号に掲げるもののほか、会社の目的を達成するために必要な業務を行うこと。
- 2 会社は、前項第1号の渡航費の貸付の事務を外務大臣の指定する団体に委託することができる。

(渡航費の貸付に必要な資金の貸付)

第9条 政府は、予算の範囲内において、会社に対し、前条第1項第1号の渡航費の貸付に必要な資金を貸し付けることができる。

2 前項の資金の貸付の利率その他の条件は、政令で定める。

(業務の方法)

第10条 会社は、業務開始の際業務の方法を定め、外務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(営業年度)

第11条 会社の営業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(事業計画等)

第12条 会社は、毎営業年度の開始前に、当該営業年度の事業計画、資金計画及び収支予算を外務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

(借入金)

第13条 会社は、弁済期限が1年をこえる資金を借り入れようとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

(社 債)

第14条 会社は、社債を募集しようとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

2 会社は、商法(明治32年法律第48号)第297条の規定による制限をこえて社債を募集することができる。ただし、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により会社に現存する純財産額のいずれか少い額の5倍をこえてはならない。

3 出資の受入、預り金及び金利等の取締役等に関する法律(昭和29年法律第195号)第2条の規定は、会社が社債を発行する場合については、適用しない。

(一般担保)

第15条 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法(明治29年法律第89号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

(手形の買取)

第16条 政府は、国会の議決を経た金額の範囲内において、外国銀行と、会社が外貨資金の借入のため当該外国銀行を受取人として振り出す手形を、その満期の日の前日までに買い取る旨の契約をすることができる。

(利息債務の保証)

第17条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和21年法律第24号)第3条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、会社の外貨資金の借入に係る利息債務について、保証契約をすることができる。

(政府所有株式の後配)

第18条 会社は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第1条の規定にかかわらず、毎營業年度において配当することができる利益金額が政府以外の者の所有する株式に対し年100分の6の割合に達するまでは、政府の所有する株式に対し利益を配当することを要しない。

2 会社は、政府以外の者の所有する株式に対し年100分の6の割合をこえて利益の配当

をする場合は、その割合をこえて配当することができる利益金額を、政府以外の者の所有する株式に対しては1、政府の所有する株式に対しては4の割合で配当しなければならない。ただし、政府の所有する株式に対する利益の配当が年100分の8の割合をこえることとなる場合は、この限りでない。

(重要財産の譲渡等)

第19条 会社は、その所有する不動産その他の重要な財産で外務省令で定めるものを譲渡し、交換し、若しくは担保に供し、又は有償で取得しようとするときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

(財産目録等の提出)

第20条 会社は、定時総会の終了後、遅滞なく、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を外務大臣に提出しなければならない。

(監 督)

第21条 会社は、外務大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 外務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(定款の変更等)

第22条 会社の定款の変更、利益金の処分、合併及び解散の決議は、外務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(協 議)

第23条 外務大臣は、第10条、第12条、第13条、第14条第1項、第19条及び前条の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(報告の徴取及び検査)

第24条 外務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社から報告を徴し、又はその職員に、会社の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第1項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰 則)

第25条 会社の取締役、監査役その他の職員が、その職務に関して、わいろを受受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、3年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、5年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

3 第1項の罪は、刑法（明治40年法律第45号）第4条の例に従う。

第26条 前条第1項に規定するわいろを供与し、又はその申込若しくは約束をした者は、3年以下の懲役又は300,000円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第27条 第24条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、50,000円以下の罰金に処する。

第28条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役は、300,000円以下の過料に処する。

1 第12条の規定に違反して、事業計画、資金計画又は収支予算を提出しなかつたとき。

2 第13条の規定に違反して、資金を借り入れたとき。

3 第14条第1項又は第2項の規定に違反して、社債を募集したとき。

4 第19条の規定に違反して、重要な財産を譲渡し、交換し、若しくは担保に供し、又は取得したとき。

5 第20条の規定に違反して、財産目録、貸借対照表又は損益計算書を提出しなかつたとき。

6 第21条第2項の規定に基く命令に違反したとき。

第29条 第4条の規定に違反した者は、50,000円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(会社の設立)

2 外務大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に関して発起人の職務を行わせる。

3 設立委員は、定款を作成したときは、外務大臣の認可を受けなければならない。

4 外務大臣は、前項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

5 政府は、会社の設立に際し、100,000,000円に相当する株式を額面価額で引き受けるものとする。

6 設立委員は、会社の設立に際し発行する株式の総数のうち、政府が引き受けない株式につき、株主を募集しなければならない。

7 株式申込証には、定款の認可の年月日を記載しなければならない。

8 商法第167条及第181条の規定は、会社の設立については、適用しない。

(商号についての経過規定)

9 第4条の規定は、この法律の施行の際、現にその商号中に日本海外移住振興株式会社という文字又はこれに類する文字を使用している者については、この法律の施行の日から起算して6月間は、適用しない。

(営業年度等の特例)

10 会社の最初の営業年度は、第9条の規定にかかわらず、会社の設立の日に始まり、昭和31年3月31日に終る。

11 会社の最初の営業年度の事業計画、資金計画及び収支予算については、第12条中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「最初の営業年度の開始後遅滞なく」と読み替えるものとする。

(昭和30年度における手形買取契約等の限度額)

12 政府が、第16条の規定により手形を買い取る旨の契約をすることができる限度額及び第17条の規定に基き保証契約をすることができる限度額は、昭和30年度においては、

それぞれ、1,080,000,000円及び129,600,000円を契約の締結の時ににおける基準外国為替相場（外国為替及び外国貿易管理法（昭和24年法律第228号）第7条第1項の基準外国為替相場をいう。）により換算してアメリカ合衆国通貨をもつて表示した額とする。

（租税特別措置法の一部改正）

13 租税特別措置法（昭和21年法律第15号）の一部を次のように改正する。

第10条の3の次の1条を加える。

第10条の4 日本海外移住振興株式会社が下記の各号に掲げる事項について登記を受ける場合における登録税は、これを免除する。ただし、資本の金額又は増加資本の金額のうち政府の出資に係る部分に限る。

1 会社の設立

2 会社の資本の増加

移三第1005号

昭和31年7月11日

外務省移住局長

日本海外移住振興株式会社社長殿

日本海外移住振興株式会社法施行規則に関する件

今般7月10日付をもつて別添のとおり日本海外移住振興株式会社法施行規則を公布したので、右通知する。

外務省令第8号

日本海外移住振興株式会社法（昭和30年法律第139号）第19条及び第21条第2項の規定に基づき、並びに同法の規定を実施するため、日本海外移住振興株式会社法施行規則を次のように定める。

昭和31年7月10日

外務大臣 重 光 葵

日本海外移住振興株式会社法施行規則

（取締役及び監査役の選任等決議の認可）

第1条 日本海外移住振興株式会社（以下「会社」という。）は、日本海外移住振興株式会社法（昭和30年法律第139号。以下「法」という。）第6条の規定により取締役、代表取締役及び監査役の選任、選定及び解任の決議の認可をうけようとするときは、選任、選定及び解任の決議に関する株主総会又は取締役会の議事録の写ならびに選任、選定及び解任された取締役代表取締役及び監査役の履歴書を添え、当該決議の認可申請書を外務大臣に提出しなければならない。

2 解任の決議の認可申請書を提出するときは、解任の理由を記載しなければならない。

（取締役の兼職の承認）

第2条 会社の取締役は、法第7条の規定により他の報酬のある職務及び営業に従事することにつきその承認をうけようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して

外務大臣に提出しなければならない。

- 1 理由書
- 2 履歴書
- 3 職務等に従事しようとする他の会社等の定款、最終の営業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知るに足りる書面
- 4 会社と職務等に従事しようとする他の会社等との取引その他の関係を記載した書面
- 5 従事しようとする職務の名称及び報酬の額を記載した書面
- 6 兼職の期間ならびに執務の場所及び方法を記載した書面

(業務方法の認可)

第3条 会社は、法第10条の規定により業務の方法の認可をうけようとするときは、次に掲げる事項を記載した業務方法認可申請書を外務大臣に提出しなければならない。

- 1 法第8条第1項第1号から第3号までに規定する貸付(以下「貸付事業」という。)の際の貸付金の用途、貸付の相手方、利率、償還期限、据置期間、償還の方法、担保保証人に関する事項等貸付についての業務の方法並びに法第8条第1項第3号に規定する移住者を受け入れる事業に対する投資(以下「投資事業」という。)、法第8条第1項第4号に規定する事業(以下「直営事業」という。))及び法第8条第1項第5号に規定する事業(以下「付帯事業」という。))についての業務の方法
- 2 業務及び事務の委託の基準

2 会社は、業務方法の変更の認可をうけようとするときは、変更すべき箇所、変更すべき理由を付して業務方法書の変更認可申請書を外務大臣に提出しなければならない。

(事業計画の認可)

第4条 会社は法第12条の規定により毎営業年度の事業計画の認可をうけようとするときは、次に掲げる事項を記載した事業計画認可申請書を当該営業年度開始の日の1月前までに外務大臣に提出しなければならない。

- 1 貸付事業、投資事業、直営事業及び付帯事業別計画の概要
- 2 前号の各事業の事業計画の内容

- 3 会社が支店またはこれに準ずるものを設立しようとする際には、その計画の概要
- 2 会社は、事業計画の変更の認可をうけようとするときは、変更すべき箇所及び変更すべき理由を付して事業計画変更認可申請書を外務大臣に提出しなければならない。
- 3 会社は、事業計画を外務大臣に提出するときは、予定投融資対象明細等の付属説明書を添付しなければならない。

(資金計画の認可)

第5条 会社は、法第12条の規定により毎営業年度の資金計画の認可をうけようとするときは、次に掲げる事項を記載した資金計画認可申請書を当該営業年度開始の日の1月前までに外務大臣に提出しなければならない。

- 1 資金計画の概要
- 2 各勘定科目別内訳

2 会社は、資金計画の変更の認可をうけようとするときは、変更すべき箇所及び変更すべき理由を付して資金計画変更認可申請書を外務大臣に提出しなければならない。

(収支予算の認可)

第6条 会社は、法第12条の規定により毎営業年度の収支予算の認可をうけようとするときは、損益勘定、資本勘定、投融資勘定、直営事業勘定及び付帯事業勘定別収入及び支出、並びにその内訳を記載した収支予算認可申請書を当該営業年度開始の日の1月前までに外務大臣に提出しなければならない。

- 2 会社は、収支予算の変更の認可をうけようとするときは、変更すべき箇所及び変更すべき理由を付して収支予算変更認可申請書を外務大臣に提出しなければならない。
- 3 会社は、収支予算を外務大臣に提出するときは、勘定別収入支出予定計算書、予定貸借対照表、予定損益計算書及び予定経費明細書の予算参照書を添付しなければならない。

(借入金の認可)

第7条 会社は、法第13条の規定により資金の借入の認可をうけようとするときは、次に掲げる事項を記載した資金借入認可申請書を外務大臣に提出しなければならない。

- 1 借入先

- 2 借入総額
- 3 利率、償還方法、償還期限その他の借入条件
- 4 借入金の使途
- 5 借入を必要とする理由

✓(社債募集の認可)

第8条 会社は、法第14条の規定により社債の募集の認可をうけようとするときは、次に掲げる事項を記載した社債募集認可申請書に社債の募集に関する取締役会または株主総会の議事録の写及び最終の貸借対照表を添え、外務大臣に提出しなければならない。

- 1 社債の種類
- 2 社債の総額及び各社債の金額
- 3 社債の発行価格、利率、償還期限その他の発行条件
- 4 転換社債であるときは、転換の条件、転換に従つて発行すべき株式の種類及び数ならびに転換を請求することができる期間
- 5 社債の募集の方法
- 6 前に社債を募集した場合にあつては、その償還を終えていない総額
- 7 社債により取得する金額の使途
- 8 社債の募集を必要とする理由

(重要財産)

第9条 法第19条の規定により譲渡等につき認可をうけなければならない財産は、会社の土地及び建物、投資を目的として取得される株式ならびに船舶とする。

(重要な財産の譲渡等の認可)

第10条 会社は、法第19条の規定により重要な財産を譲渡、交換し、または有償で取得することの認可をうけようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に譲渡、交換し、または有償で取得することを証する書面を添え、外務大臣に提出しなければならない。

- 1 財産の内容
- 2 譲渡、交換または取得の相手方若しくは名称及び住所

- 3 所有権以外の権利の目的となつているときは、その権利の種類
- 4 対価の額または交換の対象となるものの価額
- 5 対価または交換の対象となるものの受領若しくは支払の時期及び方法その他の譲渡交換または取得の条件
- 6 譲渡、交換または取得の理由

2 会社は、法第19条の規定により重要な財産を担保に供することの認可をうけようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に担保に供することを証する書面を添え、外務大臣に提出しなければならない。

- 1 財産の内容
- 2 権利を取得する者の氏名または名称及び住所
- 3 財産を第三者のために担保に供しようとするときは、その者の氏名または名称及び住所
- 4 権利の種類
- 5 担保される債権の額
- 6 担保に供する理由

(定款変更の認可)

第11条 会社は、法第22条の規定により定款の変更の認可をうけようとするときは、変更すべき箇所及び変更の理由を記載した定款変更認可申請書に定款の変更に関する株主総会の議事録の写を添え、外務大臣に提出しなければならない。

(利益金の処分の認可)

第12条 会社は、法第22条の規定により利益金の処分の認可をうけようとするときは、利益金の総額及びその処分の内訳を記載した利益金処分認可申請書に貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表及び利益金の処分とに関する株主総会の議事録の写を添え、外務大臣に提出しなければならない。

✓(合併の認可)

第13条 会社は、法第22条の規定により合併の認可をうけようとするときは、次に掲げる事項を記載した合併認可申請書を外務大臣に提出しなければならない。

- 1 合併をしようとする理由
 - 2 合併後存続する法人または合併により設立する法人の名称及び住所
 - 3 合併の方法及び条件
 - 4 合併の時期
- 2 会社は、前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 1 合併契約書の写
 - 2 合併の決議に関する株主総会の議事録の写
 - 3 合併後存続する法人または合併により設立する法人の定款
 - 4 合併の主要な条件の規定に関する説明書
 - 5 合併後3年間における毎事業年度の収支予算書
 - 6 合併の相手方の資産、負債の状況の説明書

(解散の認可)

第14条 会社は、法第22条の規定により解散の認可をうけようとするときは、次に掲げる事項を記載した解散認可申請書を外務大臣に提出しなければならない。

- 1 解散をしようとする理由
 - 2 清算人の氏名及び住所
 - 3 解散の時期
- 2 会社は、前項の申請書には、解散に関する株主総会の議事録の写を添付しなければならない。

(業務に関する規程等の届出)

第15条 会社は、職制、定員その他組織に関する規程、給与、旅費、退職給与金等に関する規程、物品の取扱に関する規程ならびに会計及び財務に関する規程を制定し、または改廃しようとするときは、その理由及び内容を明らかにしてこれらの規程を実施する日の15日前までに外務大臣に届け出なければならない。

- 2 会社は、外国において会社の事業を行わせるため現地法律に準拠して設立される法人に事業または事務の委託等の契約をしようとするときは、当該法人の定款及び契約書の案の写を契約締結の日の1月前までに外務大臣に届け出なければならない。

3 会社は、その代理権を委任しようとするときは、委任状の写1通を委任しようとする日の1月前までに外務大臣に届け出なければならない。

(事業月報等の提出)

第16条 会社は、毎月の事業及び経理状況に関する事業月報及び経理報告を翌月15日までに外務大臣に提出しなければならない。

(株主総会議事録等の提出)

第17条 会社は、株主総会及び取締役会開催の都度、株主総会及び取締役会議事録の写を外務大臣に提出しなければならない。

(現地法人の事業計画等の提出)

第18条 会社は、現地法律に準拠して設立された法人より毎営業期毎の事業計画、資金計画及び収支予算ならびに毎月末の仮決算書及び毎営業期末の決算書等の送付を受けたときは、その写を外務大臣に提出しなければならない。また当該法人が事業計画、資金計画及び収支予算を変更したときも同様とする。

(立入検査)

第19条 法第24条第2項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、別記様式のとおりとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

別記様式

(表)

第	号		
写	真	官 職	
		氏 名	
日本海外移住振興株式会社法第24条第2項の			
検 査 員 証			
昭 和	年	月	日 発 行
昭 和	年	月	日 限 有 効
外務大臣 印			

(裏)

日本海外移住振興株式会社法抜すい

第24条 外務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社から報告を徴し、又はその職員に、会社の事務所に立ち入り、業務の状況もしくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを表示しなければならない。

3 第1項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第27条 第24条第1項の規定による報告をせず、もしくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した者は、50,000円以下の罰金に処する。

